

薬事法施行通知に対して

発行：日本置き薬協会 事務局広報担当

1. 専門家は潜門家？

最近、配置販売会社に入社したA君は、二週間の研修を経て身分証明書を交付され一人で営業に出る事になった。A君が勤務するのは、改正薬事法に則るいわゆる「新配置」形態の配置販売会社で、先輩の何人かは登録販売者資格を持っている。

A君の不安は、配置箱を置いて頂いているお客様に商品の質問をされたらどうしよう、と言う事。入社して僅かで、質問に上手く答えられる訳ではなし、上司も答えては駄目と言う。

上司は薬事法施行規則を持ちだし、「医薬品を配置販売する場合には、情報提供以外の業務については、薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下で一般従事者に行わせることができ、また、顧客から情報提供の求めがあった場合に、速やかに、医薬品を配置する場所において薬剤師又は登録販売者に対面で情報提供を行わせることができるよう、一般従事者を管理及び指導する薬剤師又は登録販売者が当該一般従事者と直ちに連絡を取ることができ、かつ、当該薬剤師又は登録販売者を医薬品を配置する場所の近隣に従事させる等の適切な体制を確保すること」と説明してくれるが、今一つ納得出来ない。

お客様に質問され直ぐに答えてナンボ！ 商品説明をしてイクラ！ の営業なのに、不安が募る。直ぐに対応するには、先輩の専門家にお客様の門前に潜んで「潜門家」になって貰うか、説明でないような説明をするか。ともかく、一年間まともな営業活動をせずに実務経験を積んで登録販売者になろうと悶々とする毎日である。

2. 専門家による対面販売原則から一步後退

前述は「新配置」販社の新人営業マンをフィクション化したが、専門家による対面販売原則の拡大解釈から生じたジレンマと言えよう。本来なら全ての訪問得意先に専門家が訪問すべき原則を崩し、一般従事者が情報提供するのを暗黙裏に承知しているようにも思える。

例えば、業務を専門家を含む複数制、チーム制にすれば専門家による対面販売原則の営業体制は可能と見られていたにもかかわらずである。

11日開催の第6回円滑化検討会で、厚労省は二年間の経過措置ではあるが、ネット販売、通信販売等を容認する方針を打ち出している。顧客が情報提供を拒めば、継続顧客は購入出来るというのは、専門家による対面販売原則をなし崩しにするものではないだろうか。

翻って、既存配置販社を改正法に適合すべく活動を積み重ねてきた当協会は、置き薬医薬品販売士認定教育制度をもって資質向上努力義務を成就させ、情報提供を伴う対面販売原則を貫きたい所存である。

本件に関するお問合せ先 日本置き薬協会 事務局（足高）

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-5-5 全国旅館会館4階

TEL. 03-3222-1737 FAX. 03-3222-1738